

大津市木造住宅耐震診断員派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に存する木造住宅の所有者が耐震診断を実施するに当たり、本市が木造住宅耐震診断員を派遣することにより、木造住宅の耐震性の向上の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断

次のいずれかに掲げる工法を適用し、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき国土交通大臣に認められた方法である、一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法（以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。）に定める「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第2条に規定する建築士が実施する耐震診断をいう。

ア 木造住宅の耐震診断と補強方法に定める工法

イ 法の規定により、国土交通大臣が認定した工法

ウ 一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価制度にて評価を受けた工法

エ 一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業にて審査証明を受けた工法

オ 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の木造住宅耐震改修工法評価制度にて評価を受けた工法

(2) 木造住宅耐震診断員

滋賀県が主催する滋賀県木造住宅耐震診断員養成講習会を受講及び修了し、滋賀県木造住宅耐震診断員登録名簿に登録された者をいう。

(耐震診断対象建築物)

第3条 耐震診断の対象となる建築物は、次に掲げる要件全てに該当する建築物とする。

- (1) 大津市内に存する木造住宅（戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅に限る。国、地方公共団体その他公的機関が所有するものを除く。）であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工され、完成していること。
- (3) 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されていること。
- (4) 階数が2階以下で、かつ、延べ面積が300㎡以下であること。
- (5) 木造軸組工法のもので、枠組壁工法又は丸太組工法の住宅ではないこと。
- (6) その他特別な認定を得た工法による住宅でないこと。
- (7) 過去において、大津市既存建築物耐震診断補助制度に基づく補助を受けたもの及びこの要綱に基づく耐震診断を実施したものでないこと。

(事業内容等)

第4条 市長は、前条に規定する木造住宅の所有者のうち耐震診断を希望する者に対し、予算の範囲内において木造住宅耐震診断員を派遣し、耐震診断を行い、診断結果を報告

するものとする。

2 前項の耐震診断に係る費用については、本市の負担とする。

(申込み手続)

第5条 第4条第1項の規定による耐震診断を受けようとする者(以下「申込者」という。)

は、大津市木造住宅耐震診断申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

(耐震診断員の派遣の決定)

第6条 市長は、申込書を受理したときは内容を審査し、適合していると認めたときは木造住宅耐震診断員の派遣を決定し、大津市木造住宅耐震診断決定通知書(様式第2号)により申込者に通知する。

2 市長は、前項の場合において、木造住宅耐震診断員を派遣しないことと決定したときは、大津市木造住宅耐震診断申込棄却(却下)決定通知書(様式第3号)により申込者に通知する。

(耐震診断の中止)

第7条 申込者は、事情により耐震診断の時期を延期するなどの変更又は耐震診断の中止を希望するときは、大津市木造住宅耐震診断変更・取下届(様式第4号)をもって市長に届け出なければならない。

(耐震診断員派遣の決定の取消し)

第8条 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、木造住宅耐震診断員の派遣の決定を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により申込書を提出したとき。
- (2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(耐震診断費用の請求)

第9条 市長は、前条の規定により木造住宅耐震診断員の派遣の決定を取り消した場合において、耐震診断をすでに実施しているときは、当該申込者に、期限を定めて、その耐震診断に係る費用を請求できるものとする。

(申込者に対する指導)

第10条 市長は、建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、申込者に対し必要な指導及び助言をすることができる。

(事務委託)

第11条 木造住宅耐震診断員の派遣及び耐震診断の実施に関する事務の一部は、一般財団法人滋賀県建築住宅センターに委託する。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）

大津市長

（申込者）住所

氏名

電話番号

大津市木造住宅耐震診断申込書

大津市木造住宅耐震診断員派遣事業実施要綱第5条の規定に基づき、木造住宅の耐震診断について下記のとおり申し込みます。

記

住宅の所在地	(地名地番) ----- (住居表示)		
住宅の種類	一戸建ての住宅・() 併用住宅・共同住宅・長屋住宅		
建築年次	年 月	総合評点	点
住宅の階数		延べ床面積	m ²
住宅以外の部分の面積	m ²		
住宅の所有者			
居住者承諾 (賃貸・共同・長屋住宅の場合)	居住世帯数 () 承諾 (有 ・ 無)		
診断実施希望時期	年 月頃		
添付資料	・ 付近見取り図（公共施設等から所在地までがわかるもの） ・ 建築時期のわかる書類の写し (例：固定資産税家屋評価証明書・建築確認通知・登記済証)		

注 不要な箇所は、二重線で抹消すること。

様式第3号（第6条関係）

第 号
（ ー ）
年 月 日

（申込者） 様

大津市長 印

大津市木造住宅耐震診断申込棄却（却下）決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった下記の住宅に関する大津市木造住宅耐震診断について審査したところ、下記理由により木造住宅耐震診断員を派遣しないことと決定したので、大津市木造住宅耐震診断員派遣事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の種類
- 3 理由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）

大津市長

（申込者）住所

氏名

大津市木造住宅耐震診断変更・取下届

年 月 日付け 第 号において決定のあった木造住宅耐震診断について（下記事項の変更・申込みの取下げ）をしますので、大津市木造住宅耐震診断員派遣事業実施要綱第7条の規定に基づき届け出ます。

記

住 宅 の 所 在 地	
住 宅 の 種 類	一戸建ての住宅・（ ）併用住宅・共同住宅・長屋住宅
建 築 年 次	年 月
変 更 事 項	（

注 不要な箇所は、二重線で抹消すること。